

令和2年第1回定例会（2月議会）

# 建設委員会提出資料

令和2年2月26日

監査委員事務局

## 【議案関係】

秋田県監査委員条例の一部を改正する

条例案について . . . . . 1

# 秋田県監査委員条例の一部を改正する条例案について

令和2年2月26日

監査委員事務局

## 1 改正理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）による地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の一部改正により、監査基準等の公表の方法を定める等の必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 新設された事項に係る公表について、秋田県公報に登載して公表する事項に加える。（第6条関係）

項 目	内 容
監査基準の公表 【法198の4③④】	監査基準の策定及び変更
意見内容の公表 【法199⑩】	必要があると認めた場合において監査結果の報告に添えて提出した意見の内容
勧告内容の公表 【法199⑪】	監査結果の報告のうち、特に必要があると認める事項について措置を講ずべきことを勧告した内容
合議により決定できない事項の公表 【法75⑤・法199⑬】	監査結果の報告の決定について、合議により決定ができない事項がある場合、その旨及び各監査委員の意見
勧告に基づき講じた措置内容の公表 【法199⑮】	勧告を受けた知事等が、当該勧告に基づき講じた措置の内容

- (2) 引用している法の条項を改める。（第6条関係）

## 3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。

秋田県監査委員条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(公表の方法)</p> <p>第六条 法第七十五条第二項、同条第三項及び第五項(これらの規定が法第二百五十二条の三十九第十五項の規定により適用される場合を含む。)、法第九十九条第四項(同条第四項において準用する場合を含む。)、法第九十九条第九項から第十五項まで(第十二項を除く。)、法第二百四十二条第四項、第五項(法第二百五十二条の四十三第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第九項、法第二百五十二条の三十八第三項(法第二百五十二条の四十第六項、法第二百五十二条の四十一第六項及び法第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。)及び第六項(法第二百五十二条の三十九第十四項、法第二百五十二条の四十第六項、法第二百五十二条の四十一第六項及び法第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。)、法第二百五十二条の三十九第三項及び第十三項並びに法第二百五十二条の四十三第九項の規定による公表は、秋田県公報に連載して行う。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第六条 法第七十五条第二項及び第三項</p> <p>、法第二百四十二条第三項、第四項</p> <p>、法第二百五十二条の四十三第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)及び第九項、法第二百五十二条の三十八第三項(法第二百五十二条の四十第六項、法第二百五十二条の四十一第六項及び法第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。)及び第六項(法第二百五十二条の三十九第十四項、法第二百五十二条の四十第六項、法第二百五十二条の四十一第六項及び法第二百五十二条の四十二第六項において準用する場合を含む。)、法第二百五十二条の三十九第三項及び第十三項並びに法第二百五十二条の四十三第九項の規定による公表は、秋田県公報に連載して行う。</p>